用については、第一条第一項中「第三条の三第一項第五号」とあるのは「第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の三第一項第五号」と、「法第三条の七第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の七第一項」と、同条第二項中「法第三条の三第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の三第一項」と、第一条の二第一項中「法第三条の四第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の四第一項」と、「第一種事業に」とあるのは「都市計画第一種事業に」と、同項第一号及び第四号中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第二項中「法第三条の四第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の四第一項」と、同項第一号中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第一条の四の見出し中「第一種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」と、同条第一項及び第二項中「法第三条の九第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の九第一項」と、同項第一号中「第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同項第二号中「第一種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」とする。

第二十条の見出しを削り、同条中「法第四十条第一項の」を「法第三十八条の六第一項及び第四十条第一項の」に、「第一条から前条まで」を「第一条の五から第十九条まで」に、「前条第三項」を「第十九条第三項」に、「第一条及び」を「第一条の五第一項中「法第五条第一項第八号」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第一項第八号」と、「法第三条の七第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の七第一項」と、同項第二号中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第三号中「法第三条の二第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項により読み替えて適用される法第三条の二第一項」と、同条第二項中「法第五条第一項第八号」とあるのは「法第十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第一項第八号」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第四号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第一条の六及び」に、「「第七条」を「法第七条」に、「「第四十条第二項の」を「法第四十条第二項の」に、「法第七条の二第一項」と、同条中」を「法第七条の二第一項」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、」に、「法第七条の二第四項」と、同条中」を「法第七条の二第四項」と、」に改め、「法第十一条第三項」と」の下に「、第四条の三「法第十四条第一項第九号」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十四条第一項第九号」と」を加え、「、同項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（都市計画対象事業の環境保全措置等の報告等についての読替え）

第二十一条　法第四十条の二の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第十九条の二から第十九条の四までの規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、第十九条の二中「法第三十八条の二第一項」とあるのは「法第四十条の二の規定により読み替えて適用される法第三十八条の二第一項」と、第十九条の三中「法第三十八条の三第一項」とあるのは「法第四十条の二の規定により読み替えて適用される法第三十八条の三第一項」と、「事業者」とあるのは「都市計画事業者」とする。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。